

金融分野における
経済安全保障推進法の
特定社会基盤役務の安定的な提供の確保
に関する制度の解説

- 本解説は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第3章の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度について、導入等計画書の事前届出等に関する事項等を解説するものです。本解説は、簡潔な記述をしている箇所がありますので、届出等を行うに当たっては関係法令等も併せて確認してください。

令和5年11月

金融庁

【凡例】

「法」 経済施策を一体的に構ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）

「内閣府令」 次の省令を指す。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令（令和5年内閣府令第61号）

内閣府・法務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（令和5年内閣府・法務省令第2号）

内閣府・法務省・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（令和5年内閣府・法務省・財務省令第1号）

内閣府・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（令和5年内閣府・財務省令第6号）

内閣府・厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（令和5年内閣府・厚生労働省令第6号）

内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（令和5年内閣府・農林水産省令第4号）

※ その他、特に断りのない限り、この解説において使用する用語は、法第3章及び内閣府令において使用する用語の例によるものとする。

目次

<特定重要設備>	1
Q 1-1. 特定重要設備の粒度はどのようにして定められますか。	1
Q 1-2. 特定重要設備として、内閣府令第 1 条柱書で、各号に定める業務に関する「データの処理の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム」と規定されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。	1
Q 1-3. 特定重要設備として、内閣府令第 1 条柱書で「情報処理システムを稼働させる情報処理システム」と規定されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。	2
<構成設備>	4
Q 2-1. 構成設備として、内閣府令第 12 条柱書で「次に掲げるものその他の設備、機器、装置又はプログラムのうち、第 1 条に規定する業務の運営のために特に必要なもの」と規定されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。	4
Q 2-2. 構成設備として、内閣府令第 12 条第 1 号で「業務アプリケーション」と規定されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。	6
Q 2-3. 構成設備として、内閣府令第 12 条第 2 号で「オペレーティングシステム」と規定されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。	6
Q 2-4. 構成設備として、内閣府令第 12 条第 3 号で「ミドルウェア」と規定されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。	6
Q 2-5. 構成設備として、内閣府令第 12 条第 4 号で「サーバー」と規定されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。	7
Q 2-6. 構成設備として、内閣府令第 12 条柱書で「その他の設備、機器、装置又はプログラム」と規定されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。	7
<重要維持管理等>	8
Q 3-1. 重要維持管理等として、内閣府令第 8 条第 1 号で「維持管理」と規定されていますが、具体的にどのような行為が該当しますか。	8
Q 3-2. 重要維持管理等として、内閣府令第 8 条第 2 号で「操作」と規定されていますが、具体的にどのような行為が該当しますか。	8
Q 3-3. 特定社会基盤事業者が、特定重要設備へのアクセス権限が付与されていない他の事業者ソフトウェアの保守点検を行わせる場合、これは内閣府令第 8 条で定められている重要維持管理等の委託として届出が必要ですか。	8

Q 3 - 4. 特定社会基盤事業者が、他の事業者に移働状況の監視のみを行わせる場合、これは内閣府令第 8 条で定められている重要維持管理等の委託として届出が必要ですか。.....	8
<届出事項>	10
Q 4 - 1. 法第 54 条第 1 項において、「重要な変更」については、あらかじめ、変更の案を作成して届け出なければならないとされています。内閣府令第 23 条第 1 項第 1 号において、法第 52 条第 2 項第 1 号並びに様式第四（一）及び様式第四（二）における「特定重要設備の機能」に「係る変更」が「重要な変更」とされていますが、特定重要設備の機能に係る変更とは、どのような変更ですか。	10
Q 4 - 2. 既に導入が完了している特定重要設備に変更を加える場合、どのような変更が特定重要設備の新たな導入として事前届出が必要となりますか。	12

<特定重要設備>

Q 1-1. 特定重要設備の粒度はどのようにして定められますか。

- 特定重要設備は、原則としてソフトウェア・ハードウェアを総称する仕組みとしてのコンピュータシステムがこれに該当します。具体的には、各特定社会基盤事業者におけるシステムの導入・管理の実態等に照らして個別に判断することとなります。
- なお、粒度を定めるにあたっては、FISC「金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書」に基づいて各特定社会基盤事業者が情報システムの台帳（情報資産目録）を作成している場合はそれを参考とします。

Q 1-2. 特定重要設備として、内閣府令第1条柱書で、各号に定める業務に関する「データの処理の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム」と規定されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- 特定社会基盤事業者によって、システム構成や設備が区々であることから、具体的に、各特定社会基盤事業者におけるどの情報処理システムが特定重要設備に該当するかは、当該事業者が行う特定社会基盤事業の実態に即し個別に判断することとなりますが、例えば、以下のような顧客資産情報を保有・更新するシステム等が該当します。
 - (1) 銀行業、系統中央機関が行うもの
預金取引、貸付け、為替取引の勘定処理を行うシステム
※ATMに関する事業者指定基準を満たすことにより指定された特定社会基盤事業者については、ATM取引業務を処理するシステム
 - (2) 資金移動業
為替取引システム
 - (3) 保険業
保険金支払システム
(査定など工程管理をするシステム及び契約情報を保有するシステム)
 - (4) 取引所金融商品市場の開設の業務を行う事業

売買システム

- (5) 金融商品債務引受業
清算システム
- (6) 第一種金融商品取引業
注文データの管理、口座管理、約定管理、残高管理、清算・決済を処理しているシステム
- (7) 信託業
財産管理システム
- (8) 資金清算業
資金清算システム
- (9) 第三者型前払式支払手段の発行の業務を行う事業
前払式支払手段の残高管理・加盟店精算・決済・入金業務に係るシステム
- (10) 預金保険法第 34 条に規定する業務を行う事業
破綻処理業務システム
- (11) 振替業
振替システム
- (12) 電子債権記録業
電子債権記録システム

Q 1-3. 特定重要設備として、内閣府令第 1 条柱書で「情報処理システムを稼働させる情報処理システム」と規定されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- 「情報処理システムを稼働させる情報処理システム」とは、例えば、複数の情報処理システムから、それぞれに共通する機能を別のシステムとして統合した情報処理システムが考えられます。そのうえで、具体的に、各特定社会基盤事業者におけるどの情報処理システムが「情報処理システムを稼働させる情報処理システム」に該当するかは、特定社会基盤事業者によって、システム

構成や設備が区々であることから、当該事業者が行う特定社会基盤事業の実態に即し個別に判断されることとなりますが、例えば、以下のようなものが考えられます。

- (1) 特定重要設備であるシステムと他の業務処理システム（特定重要設備ではないシステムを含む）でハードウェアを共有する機能を有するシステム
- (2) 特定重要設備の操作のために使用するシステム（監視機能のみを有するシステムは除く）
- (3) 複数のシステム間（システムが全て特定重要設備である場合に限る）を連携する機能を有するシステム

<構成設備>

Q 2-1. 構成設備として、内閣府令第 12 条柱書で「次に掲げるものその他の設備、機器、装置又はプログラムのうち、第 1 条に規定する業務の運営のために特に必要なもの」と規定されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

○ 「業務の運営のために特に必要なもの」とは、その機能の低下や不正な操作が、特定重要設備の機能に直接の支障を生ずるものです。このため、具体的には、各特定重要設備について以下のようなものが構成設備に該当します。

I 各金融事業で異なる特定重要設備についての構成設備

(1) 銀行業、系統中央機関が行うもの

預金取引、貸付け、為替取引に係る勘定処理を行う機能を有する業務アプリケーション（ATMに関する事業者指定基準を満たすことにより指定された特定社会基盤事業者については、ATM取引業務を処理する機能を有する業務アプリケーション）

上記アプリケーションに係るオペレーティングシステム、ミドルウェア、サーバー、顧客資産情報を保管する設備等

(2) 資金移動業

為替取引システムに係る中核的な情報処理を行う機能を有する業務アプリケーション

上記アプリケーションに係るオペレーティングシステム、ミドルウェア、サーバー、顧客資産情報を保管する設備等

(3) 保険業

保険金支払システム（査定など工程管理をするシステム及び契約情報を保有するシステム）に係る中核的な情報処理を行う機能を有する業務アプリケーション

上記アプリケーションに係るオペレーティングシステム、ミドルウェア、サーバー、顧客資産情報を保管する設備等

(4) 取引所金融商品市場の開設の業務を行う事業

売買システムに係る中核的な情報処理を行う機能を有する業務アプリケーション

上記アプリケーションに係るオペレーティングシステム、ミドルウェア、

サーバー、顧客資産情報を保管する設備等

(5) 金融商品債務引受業

清算システムに係る中核的な情報処理を行う機能を有する業務アプリケーション

上記アプリケーションに係るオペレーティングシステム、ミドルウェア、サーバー、顧客資産情報を保管する設備等

(6) 第一種金融商品取引業

注文データの管理、口座管理、約定管理、残高管理、清算・決済を処理しているシステムに係る中核的な情報処理を行う機能を有する業務アプリケーション

上記アプリケーションに係るオペレーティングシステム、ミドルウェア、サーバー、顧客資産情報を保管する設備等

(7) 信託業

財産管理システムに係る中核的な情報処理を行う機能を有する業務アプリケーション

上記アプリケーションに係るオペレーティングシステム、ミドルウェア、サーバー、顧客資産情報を保管する設備等

(8) 資金清算業

資金清算システムに係る中核的な情報処理を行う機能を有する業務アプリケーション

上記アプリケーションに係るオペレーティングシステム、ミドルウェア、サーバー、顧客資産情報を保管する設備等

(9) 第三者型前払式支払手段の発行の業務を行う事業

前払式支払手段の残高管理・加盟店精算・決済・入金業務に係る中核的な情報処理を行う機能を有する業務アプリケーション

上記アプリケーションに係るオペレーティングシステム、ミドルウェア、サーバー、顧客資産情報を保管する設備等

(10) 預金保険法第 34 条に規定する業務を行う事業

破綻処理業務システムに係る中核的な情報処理を行う機能を有する業務アプリケーション

上記アプリケーションに係るオペレーティングシステム、ミドルウェア、サーバー、顧客資産情報を保管する設備等

(11) 振替業

振替システムに係る中核的な情報処理を行う機能を有する業務アプリケーション

上記アプリケーションに係るオペレーティングシステム、ミドルウェア、サーバー、顧客資産情報を保管する設備等

(12) 電子債権記録業

電子債権記録システムに係る中核的な情報処理を行う機能を有する業務アプリケーション

上記アプリケーションに係るオペレーティングシステム、ミドルウェア、サーバー、顧客資産情報を保管する設備等

Ⅱ その他の特定重要設備についての構成設備

非業務処理システムに係るオペレーティングシステム、ミドルウェア、サーバー

Q2-2. 構成設備として、内閣府令第12条第1号で「業務アプリケーション」と規定されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

○ 特定社会基盤役務の用に供するために開発されたプログラムが該当します。

Q2-3. 構成設備として、内閣府令第12条第2号で「オペレーティングシステム」と規定されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

○ ハードウェアの動作を直接制御する機能を有するソフトウェアが該当し、仮想化ソフトウェアを含みます。

Q2-4. 構成設備として、内閣府令第12条第3号で「ミドルウェア」と規定されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

○ オペレーティングシステムと業務アプリケーションの中間に位置するソフトウェアが該当します。

Q 2-5. 構成設備として、内閣府令第 12 条第 4 号で「サーバー」と規定されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- メインフレーム、データベースサーバーなど、他のコンピュータにファイルやデータ、プログラム等を提供するハードウェアが該当します。

Q 2-6. 構成設備として、内閣府令第 12 条柱書で「その他の設備、機器、装置又はプログラム」と規定されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- 例えば、磁気ディスク装置が該当します。

<重要維持管理等>

Q 3 - 1. 重要維持管理等として、内閣府令第 8 条第 1 号で「維持管理」と規定されていますが、具体的にどのような行為が該当しますか。

- 特定重要設備である、ソフトウェア・ハードウェアを総称する仕組みとしてのコンピュータシステムの信頼性向上のために実施すべき、障害及び不正使用・破壊・盗難等の防止などの対応が該当します。

Q 3 - 2. 重要維持管理等として、内閣府令第 8 条第 2 号で「操作」と規定されていますが、具体的にどのような行為が該当しますか。

- 特定重要設備である、ソフトウェア・ハードウェアを総称する仕組みとしてのコンピュータシステムに対して行う運行管理業務が該当します。

Q 3 - 3. 特定社会基盤事業者が、特定重要設備へのアクセス権限が付与されていない他の事業者がソフトウェアの保守点検を行わせる場合、これは内閣府令第 8 条で定められている重要維持管理等の委託として届出が必要ですか。

- 内閣府令第 1 条で定める特定重要設備へのアクセス権限が付与されていない事業者がソフトウェアの保守点検を行う場合は、保守点検を行う事業者とは別の事業者又は特定社会基盤事業者自らが、ソフトウェアを特定重要設備へ組み込むこととなることから、当該事業者は直接特定重要設備の機能を停止又は低下させることができず、特定重要設備の機能を維持するために重要かつ特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるとはいえないため、これを行わせることは内閣府令第 8 条で定める重要維持管理等の委託に該当せず、届出を行う必要はありません。

Q 3 - 4. 特定社会基盤事業者が、他の事業者が稼働状況の監視のみを行わせる場合、これは内閣府令第 8 条で定められている重要維持管理等の委託として届出が必要ですか。

- 内閣府令第 1 条で定める特定重要設備の稼働状況の監視のみを行う場合は、システム障害の検知等システムの稼働状況を閲覧する行為にとどまり、システムの稼働に与える影響は軽微なことから、内閣府令第 1 条で定める特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要かつ特定妨害

行為の手段として使用されるおそれがあるとはいえないため、これを行わせることは内閣府令第8条で定める重要維持管理等の委託に該当せず、届出を行う必要はありません。

<届出事項>

Q 4-1. 法第 54 条第 1 項において、「重要な変更」については、あらかじめ、変更の案を作成して届け出なければならないとされています。内閣府令第 23 条第 1 項第 1 号において、法第 52 条第 2 項第 1 号並びに様式第四（一）及び様式第四（二）における「特定重要設備の機能」に「係る変更」が「重要な変更」とされていますが、特定重要設備の機能に係る変更とは、どのような変更ですか。

- 「特定重要設備の機能」とは「特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用」（様式第四（一）、第四（二）1. 特定重要設備の概要の（記載上の注意）3. 参照）であり、具体的には、特定社会基盤事業者によって、システム構成や設備が区々であることから、当該事業者が行う特定社会基盤事業の実態に即し判断することとなります。
- 導入等計画書においては、特定重要設備ごとにその設備が果たす作用について、例えば以下のような、当該システムが果たす各種作用を記載することとなりますが、記載した機能について、新たな作用の追加、作用の一部の除去、異なる作用への転換等により記載事項に変更が生じる「機能の変更」が該当します。
 - I 各金融事業で異なる特定重要設備
 - (1) 銀行業、系統中央機関が行うもの
勘定処理を行う機能を果たす各種作用
※ A T Mに関する事業者指定基準を満たすことにより指定された特定社会基盤事業者については、A T M取引業務を処理するシステムに係る機能を果たす各種作用
 - (2) 資金移動業
為替取引システムに係る中核的な情報処理を行う機能を果たす各種作用
 - (3) 保険業
保険金支払システム（査定など工程管理をするシステム及び契約情報を保有するシステム）に係る中核的な情報処理を行う機能を果たす各種作用
 - (4) 取引所金融商品市場の開設の業務を行う事業
売買システムに係る中核的な情報処理を行う機能を果たす各種作用

- (5) 金融商品債務引受業
清算システムに係る中核的な情報処理を行う機能を果たす各種作用
 - (6) 第一種金融商品取引業
注文データの管理、口座管理、約定管理、残高管理、清算・決済を処理しているシステムに係る中核的な情報処理を行う機能を果たす各種作用
 - (7) 信託業
財産管理システムに係る中核的な情報処理を行う機能を果たす各種作用
 - (8) 資金清算業
資金清算システムに係る中核的な情報処理を行う機能を果たす各種作用
 - (9) 第三者型前払式支払手段の発行の業務を行う事業
前払式支払手段の残高管理・加盟店精算・決済・入金業務に係る中核的な情報処理を行う機能を果たす各種作用
 - (10) 預金保険法第 34 条に規定する業務を行う事業
破綻処理業務システムに係る中核的な情報処理を行う機能を果たす各種作用
 - (11) 振替業
振替システムに係る中核的な情報処理を行う機能を果たす各種作用
 - (12) 電子債権記録業
電子債権記録システムに係る中核的な情報処理を行う機能を果たす各種作用
- II その他の特定重要設備
非業務処理システムに係る機能を果たす各種作用

Q 4 - 2. 既に導入が完了している特定重要設備に変更を加える場合、どのような変更が特定重要設備の新たな導入として事前届出が必要となりますか。

- 既に導入が完了している特定重要設備について、特定重要設備自体を交換する場合や、特定重要設備に含まれる設備や部品の交換によって特定重要設備の機能に関する変更を加える場合は、変更の届出又は報告ではなく、新たな特定重要設備の導入として、新規の導入等計画書の届出が必要です。
- 「特定重要設備の機能」については、Q 4 - 1 をご参照ください。